

特別支援教育の推進における課題と今後の展望

川田 耕太郎*
(* 鹿児島市教育委員会)

Challenges and Future Prospects in the Promotion of Special Needs Education

キーワード：特別支援教育、自立活動、学級経営

1. 現状と課題

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものである。

平成19年4月に始まった特別支援教育は、令和3年度に15年目を迎えた。幼稚園、保育所、小・中等学校等の教職員や保護者などの特別支援教育への理解や、障害のある幼児児童生徒の実態と教育的ニーズの把握等が進んだ結果、表1に示すように、個に応じた指導・支援を求めて、特別の教育を受ける児童生徒数が増加している。

	H23年度	増減	R3年度
義務教育段階の全児童生徒数	1054万人	0.9倍	961万人
特別支援教育を受ける児童生徒数	28.5万人	2.0倍	56.9万人
特別支援学校	6.5万人	1.2倍	8.0万人
小・中の特別支援学級	15.5万人	2.1倍	32.6万人
小・中の通級指導教室	6.5万人	2.5倍	16.3万人

表1 特別支援学校等の児童生徒数の増加

執筆者の経験では、平成19年以前は特別支援学級（当時は特殊学級）への入級を勧めても、家族や親せきの反対等を理由に入級を断るケースが少なくなかった。しかし、その後の小・中学校の特別支援学級在籍者数は10年前と比べ2.1倍に増加している（表1）。また、平成24年の文部科学省の調査によると発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒は、通常の学級に6.5%程度在籍すると言われていたが、その児童生徒等が自立活動の指導を受けることのできる通級指導教室の利用者数は、2.5倍に増えている。また、令和4年12月に文部科学省は、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合を8.8%程度と推定している。年々、通常の学級や特別支援学級、通級指導教室の対象

者が増加しており、特別支援教育に対する理解啓発の成果であると考えられる。しかし、この特別支援教育の対象者の増加には課題もあり、執筆者の実感として、特別支援教育の理解が進んだことと同時に、特別支援教育に対する誤解が生じ、本来の特別支援学級や通級指導教室の指導の対象とならない児童生徒にまで特別の教育を求めるケースが散見される。例えば、執筆者が相談を受けたものに、以下のようなものがある。

- ・ クールダウンのために通級指導教室の利用か特別支援学級への入級を希望する。
- ・ 通級指導教室や特別支援学級で、苦手教科の克服、受験のための個別指導を受けたい。
- ・ 通常の学級に在籍しながら、特別支援学級に通級し、国語や算数など特定の教科の個別指導・少人数指導を受けたい。
- ・ 3月生まれで、入学後学校生活に慣れるまで、特別支援学級に入級させたい。教科学習の定着も心配なので個別指導をお願いする。
- ・ 不登校だから入級したい。
- ・ 注意集中が苦手な、衝動性があるから入級したい。
- ・ 児童発達支援事業所に通所しているから入級したい。

このようなケースは、保護者や本人、教職員が困っていることは事実であり、どうにかしたいということは理解できる。しかし、このような場合は、通常の学級で、必要な配慮を提供してもらいながら学ぶことを勧め、通級指導教室や特別支援学級での指導の対象ではないことを理解、納得してもらおうことになる。

また、保護者や通常の学級の担任等が、「特別支援学級や通級指導教室では通常の学級で行う各教科等の学習を、単なる個別又は少人数で指導を行う場である。」と誤解していることがある。知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級のように障害種別に学級があるにも関わらず、

学級の障害種や本人の障害の状態、発達の段階等は考慮せず、どの特別支援学級でもいいので、通常の学級と同じ、当該学年の各教科等の単なる個別指導を求めている。このように、特別支援学級や通級指導教室で行う教育について、一部ではあるが、誤解が生じている状況である。

2. 特別支援学級における教育

A市の教職員に行ったアンケートで、通常の学級と特別支援学級で行われる教育について、最も異なる点について回答を求めた結果、図1のような回答割合になった。

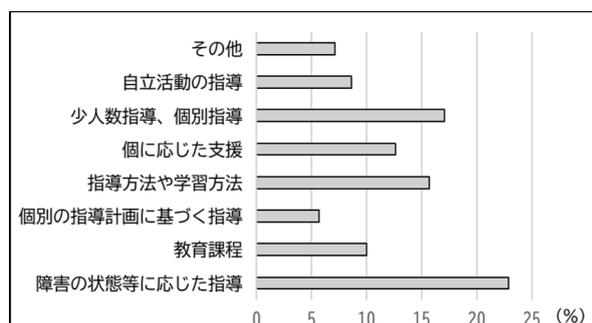


図1 通常の学級と特別支援学級との違い

回答者の内訳としては、特別支援学級や通級指導教室の経験者は36.7%であった。これらの回答から、全体的には、「特別支援学級では障害の状態等に応じた指導を、特別な教育課程と個別の指導計画に基づき、個や学級の実態に応じた方法で個に応じた指導を必要な支援を行いながら、学習グループを工夫しながら教育を行っている。」と理解されている。しかし、注目すべきことは、自立活動の指導と回答した割合の低さである。特別支援学級とは、障害のある者で、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒等のために特別に編制される少人数の学級であり、「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級である。一部の教職員は、自立活動の指導を行わず、各教科の少人数・個別指導を行う場として捉えている。なお、小学校学習指導要領解説総則編には、次のように示されている。

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

自立活動の指導と、障害の状態などの実態に応じた各教科等の指導を行うことが述べられている。まず、示されているのが、「自立活動の指導を行うこと」であり、通常の学級と特別支援学級の教育で最も異なる点であると言える。また、特別支援学級での指導に、「通常の学級と同じ各教科等の個別指導」を求める声があることを述べたが、特別支援学級の教育における支援の一つとして、文部科学省(2021)の「障害のある子供の教育支援の手引き」に以下のように述べられている。

- ・ 知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の状況に応じた学習内容の変更・調整を行う(焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等)。
- ・ 自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等)。

自立活動の指導時数を踏まえると、各教科等の指導時数は通常の学級よりも減ることは明白である。そして児童生徒の実態にもよるが、基礎・基本の確実な習得に重点を置くなど、焦点化を図ることになり、通常の学級と全く同じ指導内容を扱うということは難しい。極端に表現すると、「各教科等の学習内容は変わるが、自立活動の指導を受けたい・受ける必要がある。」と考えられる児童生徒が特別支援学級への入級対象者となる。当然、通級指導教室の場合、元々が各教科等の学習

は行わないため、自立活動の指導が必要な児童生徒のみが対象となる。しかし、現状では、このような特別支援学級等での教育について十分に理解されていない。

文部科学省（2022）は、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（4文科初第375号）を通知した。全国的に、「個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われていることや自立活動の時間が設けられていないこと、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる適切でないケースがあり、改善を行う必要がある。」と指摘している。

執筆者は、特別支援学級に在籍する児童生徒は「基本的には一日の全ての時間、一週間の時間割の全てを特別支援学級で学ぶ。ただし、交流及び共同学習の観点から、児童生徒が学べるもの、交流することが可能な活動についてはなるべく交流学級で学習や活動することが望ましい。」とし、一定の時数以上は必ず特別支援学級で学ぶ必要があることを発信してきた。

今回の通知に、週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級において児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うことが明記されているが、半分以上という授業時数に着目するだけでなく、一人一人がどこで何を学ぶのが重要であると捉えられる。本通知では、交流及び共同学習は当然、大切であり、推進すべきものであり、それと同じように、特別支援学級における障害の状態等に応じた各教科等の指導と自立活動の指導の重要性を指摘しているものである。

A市の教職員に障害のある児童生徒が通常の学級で学び生活する上で課題と感じていることについて質問した結果、学習内容の定着なども挙げられたが、児童生徒の感情のコントロール、場や状況に応じた適切な行動、子供同士のコミュニケーション、友達との適切な関わり方などが挙げられた。これらは、自立活動の指導として取り扱われることが多いものである。例えば、自閉症・情緒障害特別支援学級へ入級している児童生徒の場合、状況に応じて適切に行動することや他者との適切な関わり、情緒の安定などに課題があることがよ

くある。これらの課題を解決することができれば、特別支援学級から通常の学級へ学びの場を移すことが可能となるはずである。つまり、周囲が環境調整を行うことと、本人が自分の困難さへを知ることや対応方法を学び、適応状況を改善させることなどを自立活動の指導で適切に学ぶことが鍵となる。A市においても、図2のように全国と同様に特別支援学級への入級者は増加し、学級数も増加傾向にある。

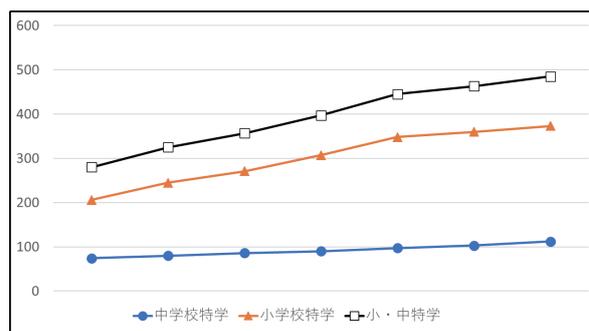


図2 特別支援学級数の変化

特別支援学級の増加は特別支援教育に対する理解啓発の効果として捉えられる。幼児児童生徒一人一人の障害の状態等、教育的ニーズに応じて適切に学びの場を判断し、本人・保護者が特別な教育を求めている場合は入級することが大切である。しかし、入級後は、特別支援学級から通常の学級に学びの場を変更することを目指すべきである。各特別支援学級において、入級した児童生徒の学習上又は生活上の困難さを改善・克服する自立活動の指導を充実させることが喫緊の課題である。

3. 通常の学級における特別支援教育

本稿において、特別支援教育についての理解が進むと同時に誤解も生まれていると指摘したが、障害のある児童生徒等がその障害の状態等に応じて適切な指導と必要な支援を受けることは自然で当たり前だと認識されるようになってきた。しかし、特別な支援は、通級や入級して初めて行われるという誤解がまだある。教職員に、「特別支援教育の経験の有無」について質問すると、「経験なし」と答えることがあり、これは、特別支援教育が特殊教育の時代と同様に、特別支援学級等の特別な場で行うものだと誤解していることが原因だと推測される。言葉では特別支援教育を理解していても、日々の授業や学校生活の中で、特別支援教育を意識できていない可能性があり、全ての学校の全ての学級で、全教職員が特別支援教育を

行う、行っているという意識をもつ必要がある。

文部科学省(2012)の中教審報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをめざすべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」とある。同じ場で共に学ぶことをめざしつつ、必要のある場合は用意された連続性のある多様な学びの場(図3)の変更ができる。

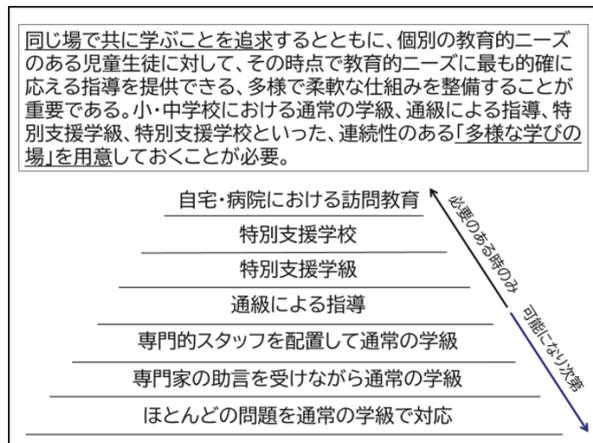


図3 義務教育段階の多様な学びの場

困難さのある幼児児童生徒の保護者などの関係者が、「困難さの改善のために特別な支援が必要だから通級や特別支援学級で支援を受けたい。」という心情は理解できるが、その前に全ての関係者が、通常の学級での共に学ぶことを追求する、つまり、通常の学級における特別支援教育を推進していくことが重要であることを再認識することが必要である。

中教審報告では「環境整備が必要である」ことが述べられており、人的な環境整備の一つとして特別支援教育支援員の存在がある。特に、未就学児の保護者の中には、子供一人に特別支援教育支援員がつくと誤解していることがある。実際はそうでないことを知ると、少人数の特別支援学級への入級を希望することがある。更に、学校関係者からも、「特別支援教育支援員が少ないので十分な支援ができない。」という声が聞こえてくる。確かに児童生徒が通常の学級で共に学ぶための基礎的環境整備として特別支援教育支援員という人

的配置があり、効果的に活用した場合、支援が充実し、児童生徒の困難さの改善は期待される。当然、そのような配置を求めることは理解できるが、人的配置には予算も関係し、一朝一夕で実現されるものではない。各学校において、まず取り組むべきことは、特別支援教育支援員を求めるのではなく、校内支援体制の充実と学級担任や教科担当者一人一人の特別支援教育への理解啓発、そして実践である。

4. 通常の学級で共に学ぶために

障害のある子供と障害のない子供が共に学び学校生活をおくるために重要なことは、学級経営と授業の充実という最も基本的な、当たり前のことである。特別な支援を必要とする児童生徒を含む全ての児童生徒にとって安心して学校生活を過ごせる学級をつくること。そして、できた、分かったということを実感しやすい授業を追求し、合理的配慮を含む必要な支援を行うことである。

4. 1. 温かい学級づくり

学級経営の重要性は既知のとおりであるが、教師と児童生徒、児童生徒同士の人間関係の構築が必要である。よくあるケースで、児童生徒の行動面への対応が困難になり、学校全体が困窮することがある。状況を確認すると、「何度も指導したが行動が改善されない。どうすればこの行動がなくなるか。」と困惑されている。そのようなときは、まず次の三点を確認する。「これまで、どのような指導をしてきたのか」、「一日中その問題となる行動をしているのか」、そして「担任の先生とその子は仲良しか」を確認する。最後の質問に対しては特に返事をはぐらかされることがあり、関係性ができていないことが多々ある。担任と該当児童生徒との関係性、信頼関係ができていないなかで、「口頭での注意や叱責」、「興奮して暴れる際に数人で静かにさせる」、「反省や謝罪を行わせる」などの指導を繰り返した結果、収まるどころかエスカレートしているという状況である。もちろん、一日中暴れているわけではない。担任の先生に「褒めることがあるか」を尋ねると注意してばかりである。注意や叱責だけによる行動の変容は難しいこと、児童生徒のよさを見出すこと、褒めるきっかけをつくること、興奮させる刺激をむやみに与えないことなどを助言する。教職員として当たり前のことのように思えるのだが、実際はそのようなことから理解してもらうことが必要になる。褒

めることについては、「上手にできたね」などの称賛だけではなく、例えば係活動での役割を果たしていること、友達や先生、学級のためになることをしていること。授業中、学習活動に取り組んでいること、習得できたこと、努力していることなど、一日の中に数多く見つけることが必要である。また、教師にとって当たり前だと思える姿、言動についても称賛することで児童生徒との信頼関係を構築するには効果的である。児童生徒をよくみて、関わって、理解することで、教師と児童生徒の関係性はよくなる。4月当初の学級開きから学級の全員でよりよい学級をつくることをどの学級でも願うと思うが、教師が児童生徒のよさや困っていることに気づき、称賛や励まし、助けるといったことを意図して行い、よりよい温かい学級へと成長していくことを最も重視するべきである。

4. 2. 授業づくり

学校生活を行う上で、各教科等の学習の時間がそのほとんどを占めるため、児童生徒が参加し、分かる、できると実感するような授業を計画することの重要性は誰にでも理解できる。そして、そのために困難さのある児童生徒に注目し、個に応じた指導・支援を行うことを考えがちだが、個別指導や一人一人への配慮を行うことに着目しすぎると授業づくりは困難になることがある。

実は、まず行うべきことは、誰もが学習活動に参加しやすく、「勉強できた」、「今日の勉強はよく分かった」、「楽しく勉強できた」と児童生徒が実感できるような授業になるよう工夫することである。ごく当たり前のことだが、授業のめあてを明確にし、興味・関心をもてる学習活動や教師の発問、授業の山場、学んだことを明確にする授業のまとめ等を計画する。そこに配慮が必要な児童生徒のために、例えば、授業の流れを可視化する、注意集中の困難さを想定し、活動内容を15分程度で区切る、ペア学習やグループ学習を行うなどの工夫が考えられる。これらは全ての学校で進められている主体的・対話的で深い学び、個に応じた指導の充実を目指すことで多様な課題への対応が可能となる。そして、授業の中でも温かい学級経営、人間関係づくりを意識し、互いに認め合い、励まし合い、支え合えるように、意見を話し合うことや発表すること、分からないことを一緒に考えることなど、当たり前のことに一つずつ取り組

むことが重要であり、各教科等の指導の工夫と温かい人間関係づくりをめざす学級経営の相乗効果で、誰もが安心して生活し、学べる基盤の形成が期待できる。

5 学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために求められる専門性

基盤となる学級経営を行い、必要な指導・支援を行うことになる。児童生徒に生じる困難さは、児童生徒の障害の状態や発達の段階など、児童生徒にある何らかの特性によって生じるものと考えられがちだが、実際は環境との相互作用によるものが大きい。児童生徒に接する教職員が、障害による学習上又は生活上の困難さについて理解している場合とそうでない場合の児童生徒に生じる困難さが変わることは想像できる。教師一人一人の特別支援教育に関する専門性に差異があることは明白であり、この課題解決のためには校内支援体制の構築が必須である。校内教育支援委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成・活用、引継を行うことで指導・支援の充実と継続性を担保することができる。しかし、まだまだ今後も引き続き充実させていくことが望まれる状況である。教師一人一人の特別支援教育に関する専門性の状況は様々である。例えば不適切な行動に対し、注意や叱責だけで対応することは難しいことは誰でも知っているはずだが、依然として散見される。学校全体で児童生徒の望ましい行動を育てるという観点をもつことが大切になる。児童生徒に適切な行動が生じるよう授業や学校生活の中できっかけをつくり、適切な行動を明確に称賛し、児童生徒に肯定的な感情をもたせ、更に適切な行動を生み出すサイクルを作り出し、継続していくことに取り組んでほしい。児童生徒と向き合い理解することで、よりよい関係を構築し、適切な指導と必要な支援を行うことが可能となる。自立活動の内容に、人間関係の形成や情緒の安定、コミュニケーションなどがある。教師と児童生徒のよりよい関係性をつくるということは、自立活動の指導を学校生活全体で行うことと同様のことである。注意や叱責という必ずしも適切ではない指導ではなく、自立活動を参考に適切な指導を行うことが通常の学級の教職員にも求められている。

6 まとめ

特別支援教育は、未だに「特別なもの」という認識がなされている。確かに発達障害についての知識や自立活動などの指導内容、指導方法、教材教具など、通常の学級の教員にとっては馴染みのないことは多い。しかし、教員としての基本であり、最も重要な専門性に含まれる学級経営や授業づくりが最も取り組むべきことである。そこを基盤としながら、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服する指導である自立活動の指導について知り、学び、日々の指導に生かすことで全ての児童生徒が共に学び共に生活することの可能性が広がるのではないか。

今後も特別支援教育を推進し、インクルーシブ教育システムの充実を図り、共生社会の実現へと寄与することを考えたい。

謝辞

本研究を執筆するにあたり、校内研修の実施やアンケートに御協力いただいたA市の教職員の皆様に深く感謝申し上げます。

引用文献

- 文部科学省 (2012) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」
- 文部科学省 (2012) 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」、p.3
- 文部科学省 (2017) 「小学校学習指導要領解説総則編」、p.108
- 文部科学省 (2021) 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」、p.131,p.252
- 文部科学省 (2022) 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」、p.3、p.4
- 文部科学省 (2022) 「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」、p.17